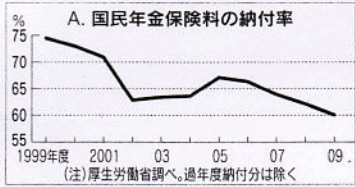


SUNDAY NIKKEI



当初は「将来受け取れる年金額が減るのが嫌で、保険料を納めていた。だが、その後にも仕事を辞めたのをきっかけに最寄りの役所で手続きをし、金額免除してもらった」とした。国民年金はすべてが国民が入ることを義務付けられた年金制度のいわば基礎部分。保険料を払わないと将来の受け取りにももちろん影響するが、負担が重くして保険料を滞納する人は増えてきている。09年度の保険料の納付率は59・98%。今の制度が始まった1986年

滞納者は増加傾向 「収入がほとんどない時期だったので、とても助かった」。東京都在住の男性会社員(33)は昨年9月までの約半年間、国民年金の保険料を払わずに済んだ。「金額免除」の制度を利用してはいたからだ。男性は以前、外資系の不動産会社に働いていたが、リーマン・ショックの影響で所属する部門が他社に売られることになり、09年2月失業。昨年10月に今の会社に就職するまで、自分で国民年金保険料を支払う必要に迫られた。

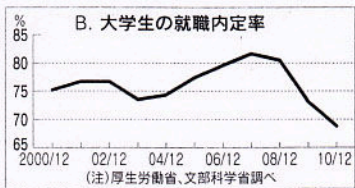
「収入がほとんどない時期だったので、とても助かった」。東京都在住の男性会社員(33)は昨年9月までの約半年間、国民年金の保険料を払わずに済んだ。「金額免除」の制度を利用してはいたからだ。男性は以前、外資系の不動産会社に働いていたが、リーマン・ショックの影響で所属する部門が他社に売られることになり、09年2月失業。昨年10月に今の会社に就職するまで、自分で国民年金保険料を支払う必要に迫られた。

「収入がほとんどない時期だったので、とても助かった」。東京都在住の男性会社員(33)は昨年9月までの約半年間、国民年金の保険料を払わずに済んだ。「金額免除」の制度を利用してはいたからだ。男性は以前、外資系の不動産会社に働いていたが、リーマン・ショックの影響で所属する部門が他社に売られることになり、09年2月失業。昨年10月に今の会社に就職するまで、自分で国民年金保険料を支払う必要に迫られた。

「収入がほとんどない時期だったので、とても助かった」。東京都在住の男性会社員(33)は昨年9月までの約半年間、国民年金の保険料を払わずに済んだ。「金額免除」の制度を利用してはいたからだ。男性は以前、外資系の不動産会社に働いていたが、リーマン・ショックの影響で所属する部門が他社に売られることになり、09年2月失業。昨年10月に今の会社に就職するまで、自分で国民年金保険料を支払う必要に迫られた。

「収入がほとんどない時期だったので、とても助かった」。東京都在住の男性会社員(33)は昨年9月までの約半年間、国民年金の保険料を払わずに済んだ。「金額免除」の制度を利用してはいたからだ。男性は以前、外資系の不動産会社に働いていたが、リーマン・ショックの影響で所属する部門が他社に売られることになり、09年2月失業。昨年10月に今の会社に就職するまで、自分で国民年金保険料を支払う必要に迫られた。

将来確実に受け取るために



度以降で過去最低となり、初めて割合を下回った(グラフA参照)。年金制度への不信任感や不安感が増したのに加え、正社員と比べ所得の低いパートタイム労働者が増えたことも滞納が増える一因になったとされている。足元も雇用情勢は良くなく、今後も保険料の納付率が上向くのは容易でない。

年金保険料の猶予・免除を活用

公的年金制度の基礎である国民年金の保険料を納める人の減っていることが問題になって久しい。大学生の就職内定率が過去最低水準で推移するなど雇用情勢が厳しさを増す中で、今後さらに保険料の納付率は下がる懸念もある。保険料を納められず、受け取れる年金が減ったり、全く受け取れなくなったりする。こうした事態を避けるために使える制度について知っておこう。

C. 国民年金保険料の主な猶予・免除制度

名称	対象	所得審査の対象	所得基準(所得が計算結果の範囲内なら猶予・免除が受けられる)
学生納付特例制度	20歳以上の学生(大学生、大学院生、短大生、高専生、高校生、専門学校生など)	本人の所得	118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等
若年者納付猶予制度	30歳未満の若者	本人と配偶者の所得	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
保険料免除制度	所得の低い人	本人と配偶者、世帯主の所得	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
			78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
			118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
			158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等



申請は自分から毎年必要

昨年12月1日時点の大学生の就職内定率は68・8%と96年の調査開始以来で過去最低を記録している(グラフB参照)。大学などを卒業後3年以内を新卒者扱いする企業は増えてきている。一時的にパートタイムやアルバイトとして働く若者が増えれば、保険料の未納者は増える恐れがある。それでは、所得が少ないといった理由で国民年金の保険料を納められなくなったり、表Cに保険料の主な猶予・免除制度の概要をまとめた。

追納はなるべく早く

まず注目したいのが、学生納付特例制度だ。原則として前年の本人の所得額が「118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等」以下ならば保険料が全額猶予される。対象は20歳以上の学生で、大学生や大学院生だけでなく短大生や高専生、高校生や専門学校生なども利用できる。猶予を受けた保険料は就職後にさかのぼって納めるのが一般的だ。同じ20歳代でも失業してしまったり学生ではない若者が利用できるのが、若年者納付猶予制度だ。本人と配偶者の所得がいずれも一定額以下であれば保険料を全額猶予してもらえ、未婚者などは年間所得57万円以下の人を対象だ。ただし、若年者納付猶予制度はもとより一定額以上の所得がある親などと同居している若者が免除制度を利用できないため、将来年金をもっとええな事態が起きる。猶予を受けた保険料は10年間の期間だけの時限措置として05年4月に導入された制度だ。15年6月以降は利用できなくなる可能性もある。

「書類1枚で差」

「書類1枚で差」 国民年金の受取額を減らしたくない場合は、保険料を追納するという手もある。猶予や免除を利用して過去に保険料を納めなかった期間の分を支払うことができる制度で、過去10年以内の追納が認められている。例えば、10年4月分の国民年金保険料は20年4月までで追納できる。追納したいのかを最寄りの年金事務所申し出て、所定の納付書を送ってもらう必要がある。ただし、3年度目より前の時分期をさかのぼって追納する時は要注意だ。利息に相当する加算額を上乗せされるからだ。「余裕で追納した方が得」(社労士の東海林正昭さん)だ。なお、国民年金保険料は猶予や免除だけでなく未納だった人も追納できる。ただし、現行制度ではさかのぼれる期間が2年まで。10年までさかのぼって納付できるように制度を改正する案が検討されている。

利用できる場合は保険料の納付が少なかったとして計算する中で、受給できる額もその分少なくなる。ただし、免除してもらった分すべてが給付額に反映するわけではない。国民年金の給付額は保険料だけでなく、税金など国庫負担分でも補われているからだ。扶養対象者のいない人であれば「全額免除」は57万円以下といった具合に、免除額に応じて所得の基準も変わってくる。

利用できる場合は保険料の納付が少なかったとして計算する中で、受給できる額もその分少なくなる。ただし、免除してもらった分すべてが給付額に反映するわけではない。国民年金の給付額は保険料だけでなく、税金など国庫負担分でも補われているからだ。扶養対象者のいない人であれば「全額免除」は57万円以下といった具合に、免除額に応じて所得の基準も変わってくる。

利用できる場合は保険料の納付が少なかったとして計算する中で、受給できる額もその分少なくなる。ただし、免除してもらった分すべてが給付額に反映するわけではない。国民年金の給付額は保険料だけでなく、税金など国庫負担分でも補われているからだ。扶養対象者のいない人であれば「全額免除」は57万円以下といった具合に、免除額に応じて所得の基準も変わってくる。

利用できる場合は保険料の納付が少なかったとして計算する中で、受給できる額もその分少なくなる。ただし、免除してもらった分すべてが給付額に反映するわけではない。国民年金の給付額は保険料だけでなく、税金など国庫負担分でも補われているからだ。扶養対象者のいない人であれば「全額免除」は57万円以下といった具合に、免除額に応じて所得の基準も変わってくる。

(藤井良憲)